

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>中長期在留者の写真を表示しないものとする年齢を1歳とする必要性がなく、16歳とする旨を改めるべきである。</p> <p>また、入管法と番号利用法は趣旨・目的が異なる法律であり、すべての規定に統一する必要がない。</p> <p>なお、中長期在留者の写真を表示しないものとする年齢を1歳とする旨を特定在留カードまたは特定特別永住者証明書に限定しても、現行の在留カード及び特別永住者証明書は現行の16歳のままとすべきである。</p>	<p>御指摘の改正については、18歳未満の永住者等の在留カード等の有効期間を改正することに伴い、今後は券面に写真を表示することが同一人性の確認に資するようになるものと考えられることによるものです。</p>
2	<p>カードを汚損・紛失した場合、改正後入管法施行規則第19条の14の2第2号又は改正後入管特例法施行規則第15条第4号に当たり得るか。</p>	<p>改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」といいます。）第19条の14の2第2号及び改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成23年法務省令第44号。以下「入管特例法施行規則」といいます。）第15条第4号は、特定在留カード等の記載事項を記載すべき余白がなくなった特定在留カード等を所持する者その他これに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が相当と認める者を対象とする規定であって、特定特別永住者証明書を汚損・紛失した者については、改正後の入管特例法施行規則第15条第3号に該当し得ることとなります。なお、在留カードを汚損・紛失した場合には在留カードの再交付申請を行うこととなる場合、当該申請に併せて行う特定在留カードの交付申請（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」といいます。）第19条の15の2第1項）については、改正後の入管法施行規則第19条の14の2の適</p>

		<p>用の前提となる直送の希望の申出の対象とはなっていません（入管法第19条の15の2第3項）。</p>
3	<p>申請・返納が本人出頭または親族に限定となっているが、返納する状況で本人以外の親族が居ない状況も考え得るのではないか。</p> <p>資格ある代理人（NPO、弁護士など）による代理も認めるべきである。</p>	<p>入管法第19条の15の4第2項の規定による特定在留カードの返納や入管法第19条の15の4第3項の規定による新たな在留カードの交付を受ける場合には、同居する親族のほかに、所定の場合に該当するときは、親族でなくとも、取り次ぐことができることとしています。</p> <p>また、当該返納をする場合には、当該返納に伴い新たな在留カードの交付を受け得ることとなるものであることから、同居する親族や法定代理人においてのみ代理ないし取次ぎを認めることとするものです。</p> <p>なお、特定在留カード等の交付申請及び受領については、弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たものによる取次ぎを認めることとしています。</p>